

(別添)

農薬登録制度に関する懇談会第4回(平成20年7月29日)  
～第6回(平成21年1月22日)における議論の結果

## 1. 作物残留性試験の例数

### (1) 主要作物 6例以上

① 生産量が30万トン以上の作物

② 生産量が3万トン以上30万トン以下の作物で、1日の農産物摂取量が1%以上のもの(主要な栽培地域に偏りのあるものは除く)

### (2) 準主要作物 3例以上

① 生産量が3万トン以上30万トン以下の作物で、1日の農産物摂取量が1%以下のもの

② 「生産量が30万トン以上の作物で、主要な栽培地域に偏りのあるもの」または「生産量が3万トン以上30万トン以下の作物のうち1日の農産物摂取量が1%以上の作物で、主要な栽培地域に偏りのあるもの」

### (3) マイナー作物 2例以上

生産量が3万トン以下の作物

### (4) 超マイナー作物 類似作物のデータの利用が可能(例:初期付着量試験等)

生産量が3千トン以下の作物

※作物分類の例は別紙参照

## 2. 作物残留性試験の実施条件

### (1) 主要作物

原則として、6例以上で、消長試験を2例以上含むこととし、その他は1時点のみの試料採取及び分析試験でも可とする。

ただし、使用方法から作物残留上、特に問題とならないと考えられるもの(残留量が定量限界未満例:水稲初期除草剤等)や使用基準より著しく高い投下量でも残留量が定量限界未満の場合については、2例以上とする。

・試験時期:春作と秋作など1年に数作ある作物は、尤も残留量が高くなると想定される栽培時期を選んで実施する。ただし、残留量が高くなる時期が分からない場合には、残留量を確認した上で、必要例数について試験を行うものとする。

・試験場所:同一の地域にならないよう考慮して、2県以上で実施することとする。ただし、栽培地域が限定されている作物はこの限りでない。

・栽培条件(施設・露地):

主として施設で栽培される作物 →施設で6例以上とする。

主として露地で栽培される作物 →露地で6例以上とする。

※施設、露地いずれでも栽培される作物で、どちらが高い残留を示すが明らかでない場合には、残留量を確認した上で、必要例数について試験を行うものとする。

### (2) 準主要作物

原則として、3例以上で、消長試験を2例以上含むこととし、その他は1時点のみの試料採取及び分析試験でも可とする。

ただし、使用方法から作物残留上、特に問題とならないと考えられるもの(残留量が定量限界未満例:果樹の除草剤等)や使用基準より著しく高い投下量でも残留量が定量限界未満の場合については、2例以上とする。

・試験時期:春作と秋作など1年に数作ある作物は、最も残留量が高くなると想定される栽培時期を選んで実施する。ただし、残留量が高くなる時期が分からない場合には、残留量を確認した

上で、必要例数について試験を行うものとする。

・試験場所：同一の地域にならないよう考慮して、2県以上で実施することとする。ただし、栽培地域が限定されている作物はこの限りでない。

・栽培条件(施設・露地)：

主として施設で栽培される作物 →施設で3例以上。

主として露地で栽培される作物 →露地で3例以上。

※施設、露地いずれでも栽培される作物で、どちらが高い残留を示すかが明らかでない場合には、残留量を確認した上で、必要例数について試験を行うものとする。

### (3)マイナー作物

原則として、2例以上で、消長試験を2例含むこととする。

### (4)超マイナー作物

類似作物のデータの利用が可能とする(例：初期付着量試験等)。

## 3. 作物残留性試験成績の読替の拡大

### (1)剤型読替の拡大

以下の場合には異なる剤型(製剤)であっても読替を認める。

水で希釈して散布する製剤(マイクロカプセル剤等の徐放性製剤は除く。)において、使用時期が収穫7日より前までの場合には読替を認める(→EUガイドライン)。

### (2)散布量又は散布濃度の読替の拡大

散布量(有効成分投下量)又は散布濃度(有効成分濃度)が申請における使用量又は使用農薬の±25%以内である場合には読替を認める。

### (3)散布回数の読替の拡大

散布回数が申請における散布回数の±25%以内である場合には読替を認める。

例：4回±1回

ただし、最終散布以前の散布が残留量に影響を及ぼすことがないことを、最終散布直前の残留量により確認(ほとんど残留しない)できれば、作物残留試験上の観点からは、散布回数を制限しない。

### (4)収穫前日数の読替の拡大

収穫前日数が、申請における収穫前日数の±25%以内である場合。

※ なお、上記(2)～(4)については、いずれか1つのパラメータのみの読替に限るものとし、複数のパラメータは同時に適用しない。

## 4. その他例数に係る事項

### (1)使用方法等からの例数の変更

#### ① 倉庫くん蒸剤

一般的な圃場とは違い環境条件によるバラツキは少ないことから、主要作物または準主要作物においても2例以上とする。

#### ② 航空防除等

地上防除の既登録範囲内において、航空防除等への拡大を行う際には、地上防除の作物残留試験の半数の例数で申請可とし、検査の結果、残留値が異なる場合には追加試験を要求するものとする。

※ 無人ヘリ防除と地上防除との比較試験は、現在運用上で実施しているが、ガイドラインには明確に規定していない